

山口市バリアフリー基本構想(概要版)

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

平成21年 6月策定

平成28年10月改訂

山口市

目 次

1. バリアフリー基本構想策定の目的	1
2. バリアフリー新法とは	2
3. 基本構想策定の経緯	2
4. 基本理念・基本目標	3
(1) 基本理念・基本目標	3
(2) 基本方針	3
5. 重点整備地区について	4
6. バリアフリーの実現に向けて	5
(1) 心のバリアフリー	5
(2) 今後の取組みと推進体制	5

1

バリアフリー基本構想策定の目的

今日の日本は、他の先進諸国に例を見ない急速な高齢化が進んでいます。2015年（平成27年）は国民の4人に1人が65歳以上の高齢者であり、本格的な高齢社会を迎えています。また、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

本市においても、同様の状況が懸念され、山口市では平成17年をピークに人口減少に転じており、平成22年の高齢化率は23.8%に達していますが、高齢化の進行は、今後さらに顕著になっていくと予想されます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、平成17年にバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、障がいの有無に関わらず、生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。

このような状況のなか、高齢者や障がい者等だれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境整備促進に関する法律として、ハートビル法、交通バリアフリー法が制定され、建築物や交通機関などにおいてバリアフリー化が推進されてきました。

しかしながら、ユニバーサルデザイン政策大綱がとりまとめられる過程で、種々の問題が指摘されたことから、「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のため、従来のハートビル法と交通バリアフリー法の統合・拡充による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行され、継続した取り組みのため平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正されました。

さらに、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に、平成25年12月には「交通政策基本法」が施行されましたが、同法に基づいて定められた「交通政策基本計画」においても、バリアフリーをより身近なものにすることが、目指すべき目標の一つとして示されています。また、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月1日から施行されました。

本市におきましても、一体的かつ総合的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とし、バリアフリー新法に基づき、平成21年6月にバリアフリーのまちづくりの実現に向けた基本構想を策定しましたが、阿東町の合併や社会情勢の変化に伴い、このたび、基本構想を改訂いたします。

2

バリアフリー新法とは

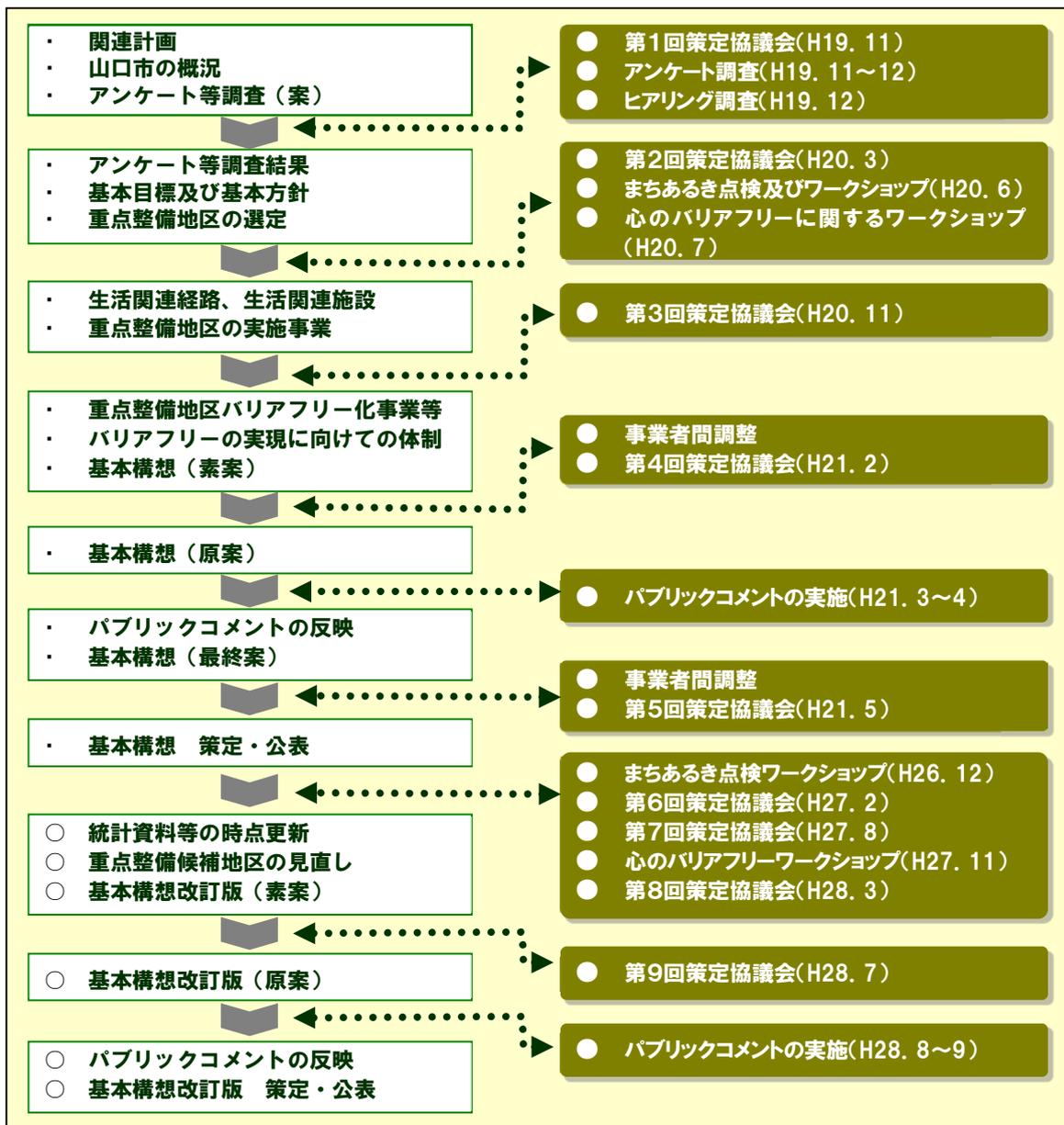
バリアフリー新法の目的とは、

- 公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）
- 一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれら間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の作成）

等を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることです。

3

基本構想策定の経緯



4

基本理念・基本目標

(1) 基本理念・基本目標

バリアフリー推進にあたっての基本理念、基本目標を以下のように定めます。

基本理念

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

基本目標

①誰もが“暮らしやすいまち”の実現

■実現のための基本方針

- ・ 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進
- ・ 段階的・持続的なバリアフリーの推進

連携

②一人ひとりが“支えあうまち”の実現

■実現のための基本方針

- ・ 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進
- ・ 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

(2) 基本方針

基本理念、基本目標に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解消するための4つの基本方針を定め、バリアフリーの取組みを展開します。

1

人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進

- 高齢者や障がい者のみならず、誰にもやさしく、施設や交通環境が連続した一体的なバリアフリー化を推進する

2

段階的・持続的なバリアフリーの推進

- 中長期的な視点で、段階的なバリアフリー整備と、「スパイラルアップ」による持続的なバリアフリー化を推進する

3

市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進

- 市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるまちを実現する

4

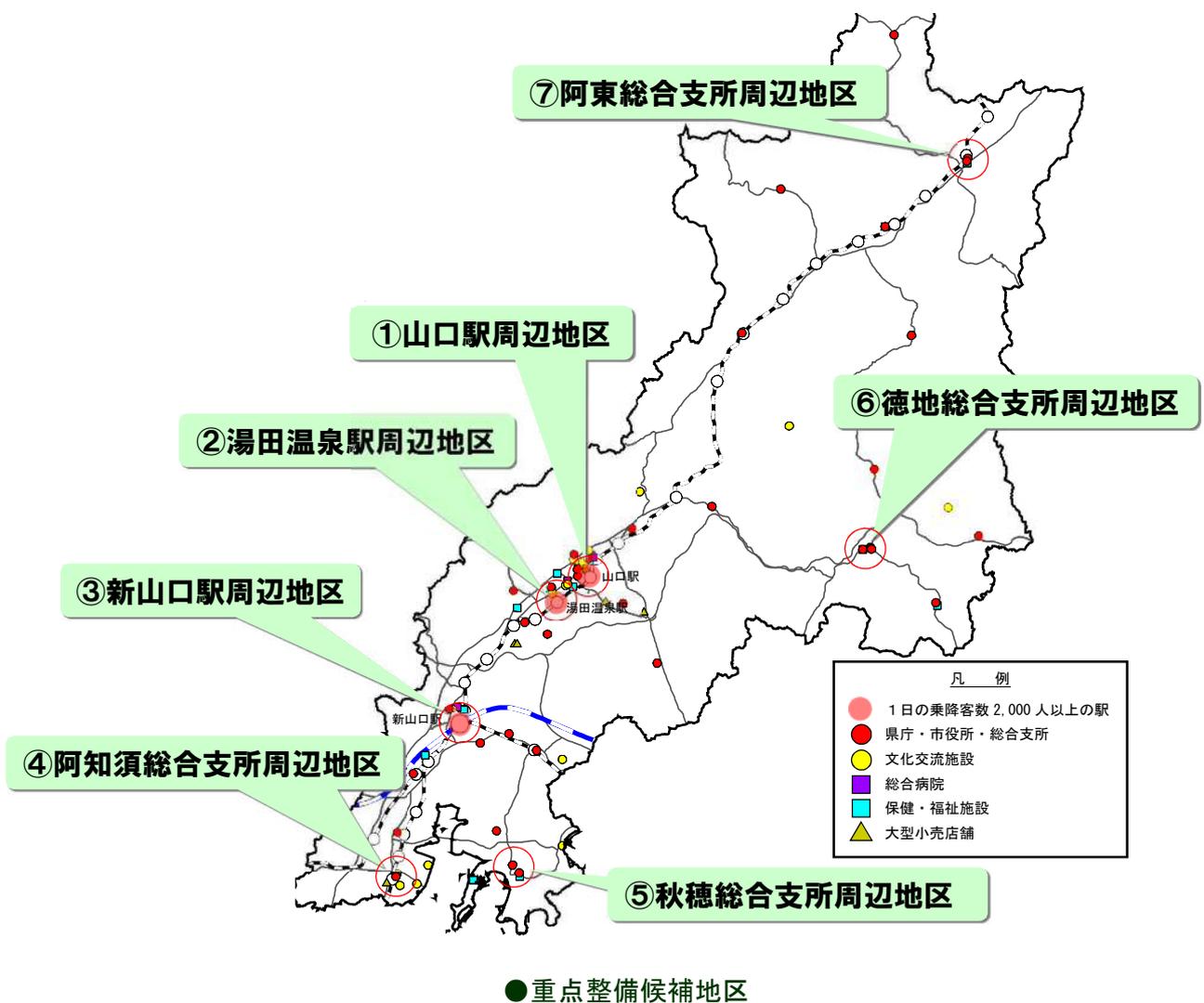
市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれができるバリアフリー化に主体的に取り組む

5

重点整備地区について

重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることが望ましい地区です。本市では、拠点に立地し、生活関連施設の中でも不特定多数の利用者が多い「市役所・総合支所」及び一定の利用者数がある「鉄道駅」を中心としたエリアを「重点整備候補地区」として抽出し、これらのうち、優先性、緊急性、有効性の観点、地区の現状、関連計画の位置づけ、市民アンケート調査結果を踏まえ、最も重点的にバリアフリー化に取り組む地区を「重点整備地区」として位置づけます。今回の改訂で、新たに阿東総合支所周辺地区を「重点整備候補地区」として追加しました。



6

バリアフリーの実現に向けて

(1) 心のバリアフリー

① 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障がい排除されても放置自転車や違法看板等、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。高齢者や障がい者等が安心して外出できる環境を整えるにはすべての人が高齢者や障がい者等の立場に立って理解すること、また、障がいとなるような行為を慎む、お互いに助け合うといった行動が必要です。

このため、助け合う意識の向上や高齢者、障がい者への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していくものとします。

② 心のバリアフリーの推進

心のワークショップ等の意見を踏まえ、下記に示す主な取組み等を通じて、本基本構想の基本目標である「一人ひとりが“支えあうまち”の実現」を図ります。

●心のバリアフリーに関する主な取組み

高齢者・障がい者に対する理解の促進

- ・ バリアフリー教室やアイマスク及び高齢者疑似体験等による体験学習の実施
- ・ ボランティア活動等を通しての助け合いの心の醸成
- ・ 学校教育の一環としての福祉教育の機会の提供
- ・ 行政機関や関係事業者等における職員の教育・訓練の実施促進 など

高齢者・障がい者への支援

- ・ 手話通訳者、介助者等の派遣
- ・ ボランティア養成講座の開催
- ・ 行政機関等における「障害者差別解消法」に基づく対応 など

- ・ イベント、HP、小冊子等を活用したマナーの向上に向けたPR など

(2) 今後の取組みと推進体制

① 山口市におけるバリアフリー化推進の考え方

山口市では基本理念として定めた「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」の実現を図るため、啓発活動、教育活動等による市民への周知や理解を図りつつ事業者との連携を図りながら市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を図ります。

バリアフリー化の取組みを推進するにあたっては、行政や事業者においては各施設のバリアフリー化や情報提供など、市民においては日常生活における一人ひとりの支えあいな

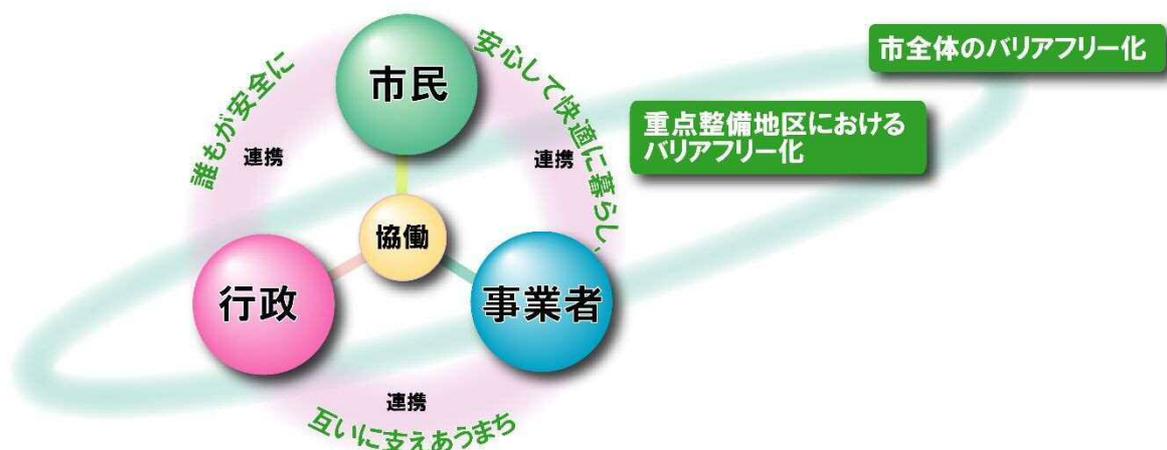
ど、それぞれの役割を認識し、互いに連携し、取り組んでいくものとします。

なお、重点整備地区以外においてもバリアフリー化が必要な鉄道駅、道路、建築物等は多く存在しています。これら既存の施設や今後計画される施設に関しても、バリアフリー化の必要性について認識を持ち、順次バリアフリー化の推進を図ることにより、最終的には市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

一方、本市には身体障がいのほか知的障がい、精神障がいなど様々な障がいのある方々が暮らしています。また、身体障がいについても外見からは判断できない内部障がいがある方もおられるほか、高齢者、妊婦、子連れの方、子供など障がいがなくても手助けを必要とされる方もおられます。

このような状況を踏まえ、山口市では施設のバリアフリー化を進めるにあたり、事業者や健常者からの視点だけで整備するのではなく、多様なニーズを捉えながら常に利用される方の立場に立った効果的なバリアフリー化を進めるとともに、ソフト施策と連携しながら誰もが快適に利用できる施設整備に努めていきます。

●市全体におけるバリアフリー化推進の考え方



② 市民、事業者、行政の役割とバリアフリー推進体制の確立

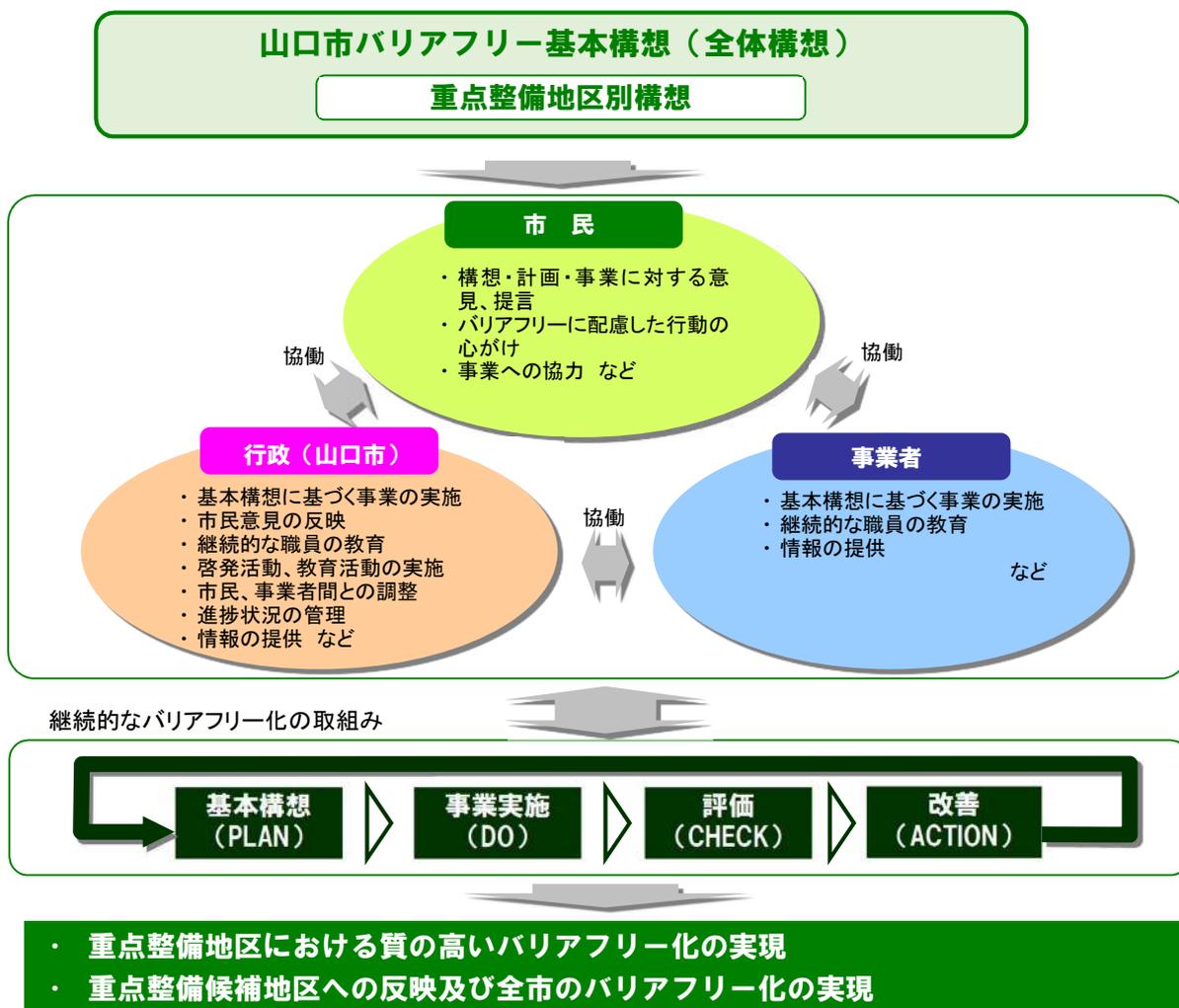
本基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図るため、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していきます。

行政、事業者においては基本構想に基づくバリアフリー化の推進と、心のバリアフリー推進に向けた啓発活動や教育活動の実施、また、市民は行政や各事業者が行うバリアフリー整備に対する協力、その他日常生活における支えあい助け合いなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいくものとします。

さらに、事業の実施を図るだけでなく、事業の進捗管理及び、高齢者や障がい者等の意見を反映する場の検討を行い、基本構想（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった段階的かつ継続的なバリアフリー化の促進を図ります。

なお、今後は、重点整備地区で取り組むこととなる事業の経過や評価結果を踏まえ、その他の重点整備候補地区等においても順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。

●市民、事業者、行政の主な役割と推進体制



山口市バリアフリー基本構想

平成21年6月策定

平成28年10月改訂

編集発行 山口市都市政策部都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL (083) 934-2839

FAX (083) 934-2654